

## コロナ規制による影響の軽減支援事業支援給付金 Q&A

### 《支援対象者について》

#### ◆「宣言・アラート支援金」について

##### Q 1. 要綱第3条の「お土産品等」とはどのような商品が対象となるのか。

A. 主に観光客を対象として製造している商品です。

##### Q 2. 印刷業および関連業の「関連業」とはどのような事業者が対象となるか。

A. 印刷物加工業や製本業、製版業などです。

##### Q 3. その他アからエに類するものとは、どのような事業者が対象となるか。

A. 要綱第3条1項（1）のア～エに事業内容が類似している事業者です。

例：ネイルサロン、イベント会場のフラワーアレンジメントや看板製作、結婚式の着付け、店舗を有さない訪問のみの理美容など

#### ◆「取引事業者支援金」について

##### Q 1. 飲食料品製造業者とは、どのような事業者が対象となるか。

A. 酒造や食品加工事業者などです。

##### Q 2. 直接の仕入れ先である生産者とは、どのような事業者が対象となるか。

A. 飲食店と直接取引のある農業、漁業及び畜産業などの生産者などです。

##### Q 3. 飲食店消耗品製造業者とは、どのような事業者が対象となるか。

A. 割り箸、おしぼりなど「飲食店特有の消耗品」製造事業者です。

##### Q 4. サービス提供者とは、どのような事業者が対象となるか。

A. 飲食店と継続的に取引があり、かつ時間短縮要請の影響によって、売上が減少することが客観的に判断できる事業者（クリーニング、清掃など）を想定しています。

#### ◆共通

##### Q 1. 取引先は県外事業者であるが、対象となるか。

A. 「宣言・アラート支援金」については、対象となります。

「取引事業者支援金」については、取引先は「県が行った飲食店の営業時間の短縮要請に協力した飲食店」に限るため、対象外となります。

##### Q 2. 飲食店への納品頻度は月1回程度であるが、対象となるか。

A. 頻度や量に関わらず、継続的に取引している実績があれば対象となります。

##### Q 3. 現在、休業していますが、申請の対象になるか。

A. 今後も事業継続の意思があり、要件を満たしている場合は対象となります。

**Q 4. これから開業する予定であるが、対象となるか。**

- A. 令和3年5月1日時点で現に営業している法人または個人を対象としているため、対象とはなりません。

**Q 5. 複数店舗経営しているが、複数申請できるのか。**

- A. 複数の店舗を経営している場合でも、鳴門市内の店舗であれば複数申請できます。ただし、1店舗ごとに申請してください。

**《申請・請求等について》**

**Q 1. 申請はどのようにするのか。**

- A. 申請書に必要な事項を記載していただき、原則、郵送での申請をお願いします。

**Q 2. 提出に当たって、郵送方法に指定はあるか。**

- A. 郵送事故防止のため特定記録または簡易書留にて送付ください。

**Q 3. 一度提出した申請書類は、返却してもらえるのか。**

- A. 申請書類については、提出後の返却などは対応できかねますので、必要があれば写しを事前に保管してください。

**Q 4. 要綱にある「現地調査等」とはどのような場合に想定されるのか。**

- A. 要件として記載している内容が不明な場合、確認のために現地調査を行うことがあります。

**Q 5. 現地調査等を拒んだ場合はどうなるのか。**

- A. 要件の確認ができない場合は給付対象外となります。

**Q 6. 申請してからどのぐらいで支援金をうけられるか。**

- A. 原則2～3週間程度を予定していますが、内容確認等に時間を要する場合はそれ以降となることもあります。

**Q 7. 給付は複数回受けられるか。**

- A. 1店舗につき1回です。

**Q 8. 支援金を現金でもらうことは可能か。**

- A. 確実な給付のため、口座振込のみの対応としています。

**Q 9. 支援金は課税の対象となるか。**

- A. この支援金は、事業者の収入の減少や賃料・給与などの経費の補てんを目的とするもので課税の対象になりますが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。